

「のすっこの未来を創る」

鴻巣市議会議員

のもと恵司の活動報告



のもと恵司コミュニティ通信

のもコミ

第 26号

発行日: 2015/1/10

発行: のもと恵司後援会

埼玉県鴻巣市本町 1-8-14

電話: 048-543-1010

討議資料

新年のごあいさつ

みなさまにおかれましては、輝かしい新年をお迎えになられたことと、お慶び申し上げます。

私野本恵司は、平成 19年の市議初当選以来 2期目の半ばまでは、無所属議員として様々な議員活動をしてまいりました。しかし、もう一度私の政治の原点を見つめなおしたとき、無所属としてできることの限界を感じ、今後は政党の大きな政策の中で、地方の活性化を目指さなければ私の掲げる政策の本当の実現には至らないとの思いから、単に自分の議席のためではなく、真の地方再生に取り組むために全身全霊を投入する決意をいたしました。そして、自民党への所属について、中根一幸衆議院議員、中屋敷慎一県議会議員と相談を重ね、昨年 4月に自民党への所属が実現し、自民党埼玉政治学院にて研鑽を重ねてまいりました。

また、6月市議会において副議長という大役をいただき、非常に重い責任を感じながら緊張感のある議会活動をしてまいりました。

そのような中で、私が所属する文教福祉常任委員会では、自殺対策の条例づくりのチームリーダーとして、約 1年間かけて条例原案を策定し、12月議会に委員会提出議案として上程し、議決をいただきました。

年末に行われた衆議院議員選挙においては、自民党議員として役割を担わせていただきました。

そして新たな年、平成 27年を迎えました。本

年は統一地方選挙の年であり、私は鴻巣市議会議員 3期目にチャレンジする決意をいたしました。

今後鴻巣市は、合併特例事業の仕上げ段階に入り、残り少ない時間の中で、正しい事業展開を判断していかなければなりません。さらに、総合病院誘致、新たな広域ごみ処理施設建設、鴻巣駅通り地区再開発事業、道の駅計画、公民館等市民の交流施設の課題、また、高齢化が加速する中で、市民の体と心の健康づくりも急務であります。

また、将来に目を向けると、地域の人口減少対策も少子化対策とともに真剣に取り組まなければならない

課題です。

他にも課題

は山積して

いますが、

これらを一

つつ実現

していくに

は、どうし

ても地方経

済が元気でなければなりません。私の担うべきことは鴻巣市の産業と市民が豊かさを取り戻し、元気になるための政策です。市民のいのちと心を守り「生き心地の良い鴻巣市を創る」ことを目指して行きます。

そのために、まずアベノミクス経済効果を地方の隅々まで行き届かせること。政府が掲げる景気回復と地方創生の施策をしっかりと実践して地域経済を立て直し、市の基盤を強固なものとするところから始めます。その上にさまざまな施策をしっかりと実行させて行きたい。そして次々とステップが続いて行きます。私にとって最終目標は、市民のみなさまお一人一人の笑顔あることです。

私野本恵司は、今後も鴻巣市議会議員としてしっかりと働かせていただきたいと考えております。

平成 27年 1月吉日

野本 恵司



鴻巣市民のいのちと心を守る

12月定例市議会最終日、議案採決のあと、委員会提出議案第1号「鴻巣市民のいのちと心を守る自殺対策条例」が文教福祉常任委員長より上程され、質疑、討論の後、全会一致で可決しました。



「一人も置き去りにしない、心地よい社会づくり」をテーマに、前文で条例の精神を語り、総則で全体象を定め、基本的施策で行動計画を定めました。

条例案は我々常

任委員会の手によって、専門家の話を聞いたり他市の条例を参考に担当課職員とともに作り上げた独自の条例です。

鴻巣市は自殺率が特別高いというわけではありません。しかし、市民が一人も不幸な死に向かうことの無いように、また、悩んだときに解決の糸口をつかめるように、さらに、問題解決能力や問題に立ち向かう生きる力を育むことができるように、学校教育にも関わりを持ってもらいながら、一つ一つ積み上げて行くことを目指します。

委員会提出の意義は、立場の異なる7人の議員が市民のいのちと心の健康を守るために一丸となって策定したところに大きな意義があると思っています。

私にとって大変嬉しい日となりました。

鴻巣 - 埼玉物産展を開催



平成26年の最終イベントとして、エルミこうのすショッピングモールにて、地元の特産品を一堂にそろえた鴻巣 - 埼玉物産展を開催しました。

今回が3回目となる年末恒例イベント。地方経済再生に向けて、市民の皆様にしっかり地元を目指すことから始めていかなければなりません。参加店舗も過去最高の40社にものぼり、多くのお客様に地元の良さの発見とともに買い物を楽しんでいただきました。

小規模企業基本法どう活用？

埼玉県商工会青年部連合会時代同期の立石裕明氏に小規模企業振興基本計画について詳しく教えてほしいので会う機会があるか尋ねたところ、幸手市商工会で講演することになっていると聞き、中屋敷県議にもお声掛けしスケジュールを合わせていただき、行って参りました。



地域を振興していくには地域の小規模事業者がしっかりと地域に根付いた形で繁栄していなければならない。そう確信してこれまで商工会青年部時代から松村祥史参議院議員を筆頭に頑張ってきた結果、平成26年6月、小規模企業振興基本法が制定されました。その内容は、全国の企業の大部分を占める小規模事業者が、事業を持続していくための施策と、その事業者をサポートする支援機関を強化するための計画の2本立てとなっています。

現在は持続化補助金という50万円以下の小さな助成を行っていますが、今後もこの政策はさらに強化され、地域を興して行きます。

この施策を使い努力を重ねて結果を出すことが、今後の小規模事業者の明日を拓く道だとも言えます。そのためには「まず、各々の事業所の経営を振り返り経営計画を作ること。それなくして改善に向かうことは無い。」と立石講師は熱く語っていました。

私も全く同じ考えです。各々の事業が良くなることは、みんなの明日を作ることに繋がるのだということ。地域の事業者の皆さん、是非ともやりましょう。

のもと恵司の活動報告は随時更新しています

1. パソコンやスマホ等のブラウザからのもと恵司で検索してご覧ください。
2. フェイスブックも毎日投稿しています。友達申請にはメッセージを添えていただくと助かります。
3. お電話もお気軽に…

電話 048-543-1010